

令和 8 年度下半期 職員の海外派遣に係る海外用 Wi-Fi 機器手配業務
競争見積実施要領

1 目的

和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）職員の海外派遣の際に使用する Wi-Fi ルーターを常時配備することにより、業務の効率化を図る。

2 委託業務の概要

（1）業務名

令和 8 年度下半期 職員の海外派遣に係る海外用 Wi-Fi 機器手配業務

（2）業務内容

別添仕様書のとおり

（3）契約期間

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

3 参加資格に関する事項

次の（1）から（7）までの全ての要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 4 第の規定に該当しない者であること。
- （2）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和 7 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者ではないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- （4）国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- （5）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- （6）和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等若しくは同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者（第 10 条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者。
- （7）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者。

4 質問に関する事項

仕様書のほか、この入札に関する事項について質問がある者は、実施機関に対し以下の方法により質問を行うこと。

- （1）受付期限：令和 8 年 9 月 1 6 日（水）1 7 時 0 0 分まで
- （2）受付曜日：月曜から金曜まで（祝日除く）

- (3) 受付時間：9時00分から17時45分まで（最終日は17時00分まで）
- (4) 質問方法：別添の「質問申出書」をFAX又は電子メールで「8 連絡先及び提出先」まで送付すること。提出後、質問票が届いたかどうかの確認を必ず担当者に直接、電話等で行うこと。
- (5) 質問回答：質問者に対し、FAX又は電子メールにより回答し、その内容については、必要に応じて和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課のウェブサイトで公表する。ただし、その内容が軽微なものにあつては、協議会の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

5 見積書等の提出

- (1) 提出期限：令和8年9月24日(木)17時00分まで ※必着
- (2) 提出曜日：月曜から金曜まで（祝日除く）
- (3) 提出時間：9時00分から17時45分まで（最終日は17時00分まで）
※電子メールの場合、最終日以外この限りではない。
- (4) 提出方法：仕様書「6. 見積方法」により作成した見積書等を電子メール（PDFファイル）、郵送又は持参により「8 連絡先及び提出先」まで提出すること。なお、電子メール又は郵送にて提出する場合は、提出後、見積書等が届いたかどうかを担当者に電話等で必ず確認を行うこと。
- (5) その他：
 - ア 見積書等の作成及び提出に要する経費は、見積者の負担とする。
 - イ 提出期間外に到達した見積書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
 - ウ 一度提出された見積書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

6 見積の無効に関する事項

以下の条件のいずれかに該当する見積は、無効となる。

- (1) 「3 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない者がした見積
- (2) 同一の見積者が2以上の見積をした場合のそのいずれもの見積
- (3) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積
- (4) 記名を欠いた見積書による見積
- (5) 見積金額を訂正した見積書による見積
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積
- (7) その他、本実施要領及び仕様書等に記載のある条件に違反した見積

7 落札者の決定に関する事項

- (1) 協議会が定めた予定価格（非公表）の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が見積に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、本協議会は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争見積を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。
- (5) 見積結果について見積結果表を作成して整理するものとする。
- (6) 見積結果は、各見積者に採否のみを文書にて通知するとともに、落札者の名称のみ、和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課のウェブサイトにて公表する。
- (7) その他、本競争見積の執行については、協議会において決定する。

8 連絡先及び提出先

実施機関：和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会事務局

（和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課内）

担 当 者：書記 古田

住 所：〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地 東別館 5 階 食品流通課内

電 話：073-441-2815

F A X：073-432-4161

E-mail：furuta_t0009@pref.wakayama.lg.jp

以上